

県税完納情報提供事務処理要領

第1 目的

この要領は、庁内の各所属の補助金申請審査における、税務課及び県税事務所が行う県税の完納情報の提供に係る事務について、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

- (1) 完納情報とは、納期限が到来している県税徴収金における未納の有無に関する情報をいう。
- (2) 所属とは、補助金を所管する課及び出先機関をいう。
- (3) 申請者とは、所属において完納情報の確認が必要な者をいう。

第3 対象外の補助金申請

次に掲げるものについては、この要領の適用対象外とする。

- (1) 市町村等への間接補助にかかる補助金申請
- (2) 法人のうち、支店又は営業所単位の補助金申請
- (3) 法令その他の規定で納税証明書の添付が義務付けられている補助金申請

第4 実施方法

次に定める方法により実施するものとする。

- (1) 完納情報の提供を受けようとする所属は、税務課が毎年度末に実施する県税納税証明書添付状況調査の回答の際、併せて完納情報の提供依頼予定件数等を税務課に報告する。なお、この報告は随時受付する。
- (2) 前号の報告を受けた税務課は、完納情報の提供可否について審査を行い、提供不可とする場合は「県税完納情報提供不許可通知書」(第1号様式)により所属へ通知する。
- (3) 前号により完納情報の提供を許可された所属は、「県税完納情報提供依頼書」(第2号様式)及び「申請者一覧表」(第3号様式)を作成し、グループウェアの税務課キャビネット内指定フォルダに保存することにより完納情報の提供を依頼する。
- (4) 前号の依頼を受けた税務課は、県税事務所と分担して税務システムにより申請者に係る完納情報の確認を行い、完納情報を追記する形で当該「申請者一覧表」を更新することにより、完納情報を提供する。

第5 完納情報の提供に関する同意

完納情報の提供を依頼しようとする所属は、完納情報の提供について、申請者に事前に「県税完納情報の提供に係る同意書」(第4号様式)(以下、「同意書」という。)を提

出させるものとする。なお、第4号様式によりがたい場合は、事前に税務課に協議を行い、使用の許可を得なければならないものとする。

第6 同意書の確認

税務課が所属に対し前条の同意書の提示又は当該同意書の写しの提供を求めた場合、所属は速やかに税務課に提示又は提供しなければならないものとする。

第7 本人又は法人の代表者であることの確認

- (1) 申請者が個人の場合、前条の同意書の提出を受けた所属は、申請者本人に関する個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第22条第1項に掲げる書類（以下、「本人確認書類」という。）の写しにより、本人確認を行うものとする。
- (2) 申請者が法人の場合、当該申請者である法人の代表者について、前号の本人確認を行うものとする。
- (3) 提出された本人確認書類の写しに個人番号又は保険者番号及び被保険者等記号・番号が記載されている場合は、当該記載箇所について復元できない程度にマスクング処理を施すものとする。

第8 提供情報の保護及び管理

「申請者一覧表」を税務課キャビネット内指定フォルダに保存するときは、必ずパスワードを設定して税務課に通知する。また、提供された完納情報を利用目的以外に使用してはならないものとする。

第9 依頼件数

所属が第4の(3)により一度に依頼する件数は、100件を超えないものとし、やむを得ない事情により100件を超過する場合は、事前に税務課に協議するものとする。

第10 完納情報の提供に関する標準期間

税務課は、所属から第4の(3)により依頼を受けた日から、概ね2週間を目安として所属に完納情報を提供するものとする。

第11 申請者への対応

完納情報に関する申請者への対応については、所属において行うものとする。

第12 完納情報提供依頼の保管

税務課は、所属から依頼を受けたもの及び依頼を受けて県税事務所に割り振ったもの

について、「県税完納情報提供依頼受付簿」（第5号様式）に受付日、依頼所属名、件数等を記載し、保管するものとする。

第13 その他

この要領に定めるもののほか、完納情報の提供事務について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。